



特定施設等の『設置』や『構造等の変更』に関する届出は

まずは、ご相談ください

実施の60日以上前に提出をお願いします

市内の事業場が、下水道法や水質汚濁防止法等で定められた特定施設等(※)の『設置』や『構造等の変更』を実施する場合は、法律に基づき、実施の60日以上前に届出を提出しなければなりません。

これは、特定施設等の『設置』や『構造等の変更』に関する実施計画を、大阪市において事前審査することで、工事着工前での修正が可能となるからです。特定施設の判断や届出の作成方法など、ご不明な点がございましたら、まずは、届出を受付する担当事務所へご相談ください。

なお、その他の事由についても届出が必要となります(裏面を参照願います)。

※水質汚濁防止法の改正により、有害物質を貯蔵する施設についても届出の対象となりました。



【1】届出が必要となる施設

『特定施設』・・・汚水や廃液が発生する作業施設のうち、下水道法・水質汚濁防止法において定められたもの(有害物質使用特定施設も含む)。

『貯蔵施設』・・・有害物質を貯蔵する目的で設置した施設(原料・製品タンクなど)

★その他、排水処理施設(除害施設)も事前届出の対象となります。

【2】特定施設の一例(主な設置業種や特定施設)

- 写真現像業の『自動式フィルム現像洗浄施設』
- 洗たく業の『洗浄施設(ドライ機、水洗機など)』
- 製版業、印刷出版業の『自動式フィルム現像洗浄施設』や『自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設』
- 研究、試験、検査を実施する機関の『洗浄施設(超音波洗浄機、流し台、廃ガス洗浄施設など)』
- ガソリンスタンドや自動車販売店などに設置する『自動式車両洗浄施設(門型洗車機)』
- 金属製品の製造等で用いる『酸又はアルカリによる表面処理施設(酸洗槽など)』や『電気めっき施設』

【3】特定施設の一覧や届出用紙の入手方法

大阪市建設局のホームページからのダウンロードや、各届出の受付事務所でもお渡しします。

*大阪市内の工場・事業場の排水規制に関する新着情報も適宜掲載しています。

大阪市 排水規制

検索



【4】提出部数

2 部

※なお、大阪市内の流域下水道区域については、4部必要となる場合があります。

【5】提出先・お問い合わせ先

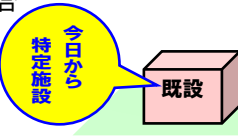
特定施設や届出の作成方法等でご不明な点がございましたら、当該担当事務所へお問い合わせください。

該当する事業場	担 当 の 事 務 所
下水道へ作業排水を放流する事業場	下水道資源循環課(水質規制)〔下水放流関係〕 〒536-0024 大阪市城東区中浜1丁目17番10号 東部方面管理事務所6階 TEL: 6967-0981 FAX: 6967-0982
公共用水域へ作業排水を放流する事業場	下水道資源循環課(水質規制)〔河川放流関係〕 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル1TM棟6階 TEL: 6615-7525 FAX: 6615-6583

【6】特定施設に関する主な届出制度の一覧〔下水道法・水質汚濁防止法〕

排水の放流先により根拠法が異なります（下水道放流は下水道法、河川放流は水質汚濁防止法）

※届出用紙はダウンロードできます（表面参照）

届出の種類	どのような場合	提出期限
1 特定施設設置届	・新たに特定施設を設置する場合 ・老朽化に伴い更新設置する場合  注意① 特定施設を設置しよう	設置する 60 日以上前
2 特定施設使用届	・新たに特定施設となった場合  今日から 特定施設 既設	使用開始日から 30 日以内
3 特定施設の構造等変更届	・特定施設の構造 ・特定施設の使用の方法 ・汚水の処理の方法 ・下水の量および水質 ・用水排水の系統 が変更となる場合  使用する薬品を 変更しよう	変更する 60 日以上前
4 氏名等変更届	・届出者の氏名・名称・住所 ・事業場の名称・所在地 が変更した場合  役員交代 前社長 新社長 法人以外の個人企業の代表者変更は承継届となります。	変更日から 30 日以内
5 特定施設使用廃止届	・特定施設の使用を廃止した場合  既設 撤去 注意②	廃止日から 30 日以内
6 承継届	・届出者から地位を承継した場合 ・法人が合併し、新たな法人となった場合 ・個人企業の代表者が変更した場合  合併 A社 B社 AB社 息子に任せます 承継 前代表 新代表	承継日から 30 日以内



①下水道放流事業場が、**有害物質を取り扱う特定施設や貯蔵施設を設置する場合**、水質汚濁防止法に基づく届出等が別途必要になります。詳しくは、届出の提出先（表面下部参照）までお問い合わせください。

②有害物質を使用した特定施設を廃止したときは、所有者等が土壌汚染対策法に基づき環境省令に定める調査を行い、大阪市長へ報告しなければならない場合があります。詳しくは、環境局環境管理課土壌汚染対策グループ（06-6615-7926）までお問い合わせください。

【7】排水処理施設（除害施設）に関する主な届出制度〔大阪市下水道条例①〕

届出の種類	どのような場合	提出期限
1 除害施設設置等計画届	・排除基準値以下の水質にするために、除害施設の設置又は必要な措置を講じようとする工場・事業場	あらかじめ②



①この届出は、汚水を下水道へ排出する事業場が対象となります。

②下水道法の「設置」や「構造等変更」に関する届出と同時に提出する場合は、別紙等が省略できます。詳しくは、届出の提出先（表面下部参照）までお問い合わせください。